

新潟医療福祉大学図書館相互利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学図書館利用規程第9条の3に基づき、他大学図書館等と相互利用するに際しての必要な事項を定めるものとする。

(他大学図書館等の利用)

第2条 本学の教職員並びに学生及びこれに準ずる者で、他大学図書館等を利用しようとする者は、館長に申請し、館長が交付した文書を当該図書館に持参しなければならない。

2 前項の利用については、当該図書館の定めるところにより許可された範囲内とする。

(文献複写)

第3条 本学の教職員並びに学生及びこれに準ずる者で、他大学図書館等に所蔵する文献の複写を希望する者は、所定の手続きにより、当該図書館に依頼することができる。

2 前項に要する複写料金、送料等諸経費は、すべて申込者が負担するものとする。

(現物貸借)

第4条 本学の教職員並びに学生及びこれに準ずる者で、他大学図書館等に所蔵する文献の貸出しを希望する者は、所定の手続きにより、当該図書館に依頼することができる。

2 前項に要する送料等諸経費は、すべて申込者が負担するものとする。

(他大学図書館等からの利用)

第5条 他大学図書館等からの相互利用の申込があった場合は、学内に支障のない限り、これに応ずるものとする。

2 前項に要する諸経費は、すべて申込者が負担するものとする。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。